

生物多様性の課題

COP10、MOP5 (2010年)	地球規模生物多様性概況第3版 (GB03 (2010年))	第四次環境基本計画 (案) 2012年4月27日閣議決定予定 重点分野政策プログラム (生物多様性の保全のための取組) における課題
<p>愛知目標の達成 ABS 名古屋議定書、名古屋、クアラルンプール補足議定書の早期締結 国連生物多様性の10年に基づく各主体の取組の強化</p>	<p><調査・情報整備> 深海の生息地における生物多様性の状態や傾向についてのデータが不十分。</p> <p><生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組> 生態系機能や生態系サービスを回復させるためには、<u>陸域・陸水・海洋生態系の再生が一層必要。</u> <u>生物多様性条約を実施するための取組が、生物多様性への圧力に抗うのに十分な規模で行われていない。</u> <u>保護地域ネットワークが上流や下流への影響をほとんど考慮しておらず、多くの場合、陸域の保護地域ネットワークは陸水生態系保全の役に立っていない。</u> 政策立案者は生物多様性損失と気候変動のどちらも等しく優先させて緊密に連携をとりながら取り組む必要。</p> <p><各主体による生物多様性保全に向けた行動の促進> <u>生物多様性の問題が、より広範な政策、戦略、作業計画において十分組み込まれていない。</u> <u>生物多様性への悪影響を最小化するような計画立案の機会が失われている。</u> 個体群統計的、経済的、技術的、社会政治的、文化的な圧力など、<u>生物多様性損失の根本的な要因への有効な対策が限られている。</u> <u>生物多様性がもたらす利益や、その損失によって生じる費用を、経済システム及び市場に反映させる必要(生物多様性にとって有害な補助金の存在や、生態系の提供する莫大な利益に経済的価値が付与されていないことが、生物多様性の損失の一因)。</u></p>	<p>愛知目標では、下記の5つの戦略目標の下、計20の個別目標が掲げられており、我が国として愛知目標の達成に向けた効果的かつ緊急的な施策を進めていくことが必要。</p> <p>(1) 生物多様性の社会への主流化 (2) 生物多様性への直接的な圧力の減少と持続可能な利用の促進 (3) 生態系、種及び遺伝子の多様性の保全と生物多様性の状況の改善 (4) 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化 (5) 参加型計画立案、知識管理、能力開発を通じた実施の強化</p> <p>生物多様性の社会への主流化に向けた取組については、<u>生物多様性地域戦略の策定促進や国連生物多様性の10年に基づく各主体の取組の強化とともに、国際的動向も踏まえつつ、生物多様性と生態系サービスの価値評価に向けた検討や生物多様性の価値を社会に組み込んでいくことについて検討を進めていくことが必要。</u></p> <p>予測される<u>地球温暖化による影響への適応策の実施や海洋酸性化への対応</u></p> <p>人口減少や高齢化の進展等に伴い無居住地化する地域の国土の保全管理</p> <p>土地所有者の協力が得られない場合等における国土の保全管理のあり方についての検討</p> <p>外来生物対策の強化</p> <p>名古屋議定書と名古屋・クアラルンプール補足議定書の早期締結に向けた国内措置の検討</p> <p>IPBES の設立などの国際的取組への積極的な関与</p> <p>自然に順応したかたちで培われてきたさまざまな<u>知識や技術、知恵などに学び、豊かな生物多様性に支えられた社会を実現する必要性</u></p>